

特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に対象サービス（福祉用具貸与事業所は除く）がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合（居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域の一部が特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域である場合、その地域の事業所数は除く。）
- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域に居宅介護支援事業所がある場合（ただし、特定の法人が運営する福祉用具貸与事業所に集中した場合を除く。）
- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 4 同一法人への紹介率が80%を超えている場合であっても、その居宅サービスに係る判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合
- 5 新規に指定を受け開設した事業所
- 6 利用者の事業所を選定する過程が公正中立で適正であると認められるとともに、集中する要因として次の2つの要件をいずれも客観的に証明できる場合。
 - ① 紹介率が高い事業所が、優れた人材の確保につとめるとともにサービスの質の向上に資する研修等を実施していること、並びにサービスの提供において利用者の身体等の状況把握が的確になされている等の優れた運営体制を確立していることが認められる事業所であること。
 - ② 利用者のニーズや地域的要因（利用者の居住地域やその周辺地域の他事業所の所在状況等）により集中していると認められること。
- 7 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者
に集中していると認められる場合。
（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- 8 サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業者集中していると認められた場合。
- 9 その他正当な理由と香南市長が認めた場合